

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人湯梨浜町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年9月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・議事録は、議案に異議をとどめるものが誰かわかるように記録すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載すべきであるところ、令和5年度第5回理事会の議事録において、議案第5号について「8名中7名の挙手」という記載があるが、決議において挙手（賛成）しない理事が誰であるかが不明であった。</p> <p>ついては、異議をとどめないものはその決議に賛成したものと推定されることとなるので、議事録には、異議について発言があればその内容を、発言がない場合も賛成しなかった理事が誰かわかるように記録すること。</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の14第6項、第8項） （規則第2条の17第3項）</p>	<p>令和6年度第2回理事会においても反対意見があったため、賛成しない理事が誰なのかを明確にし、異議についての発言内容も指摘のとおり議事録への記載を行った。</p>